

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）６３条の規定に基づく各返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、いずれも令和５年８月２３日付けの通知書で行った法６３条の規定に基づく各返還金額決定処分（以下、順に「本件処分１」及び「本件処分２」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第３ 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件各処分は違法又は不当であると主張する。

寝耳に水。

勝手に年金を調べたこと、障害者と知ってのことか。

第４ 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定を適用して、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のよう審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 ６年１１月２６日	諮問
令和 ７年 ２月２５日	審議（第９７回第２部会）
令和 ７年 ３月１８日	審議（第９８回第２部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 収入申告義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所にその旨を届け出なければならないとしている。

(3) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・2は、収入の認定は月額によることとし、同・3・(2)・ア・(ア)は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとしている。

イ 年金等の収入

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アは、「厚生年金保険法、（中略）国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。なお、当該給付につ

いて1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない。」としている。

また、同・イは、「老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。」としている。

(4) 年金の併給調整

国民年金法20条1項は、遺族基礎年金又は寡婦年金と同様に、老齢基礎年金及び障害基礎年金の受給権者が他の年金給付又は厚生年金保険法による年金たる保険給付（当該年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるもの及び遺族厚生年金を除く。）を受けることができる場合における当該老齢基礎年金及び障害基礎年金については、その間、その支給を停止するとしている。

(5) 費用返還義務

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、その前文で、生活保護制度は、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合に適用され得るもので、資力があることを確認した際は、法63条に基づき費用返還を求めるとしている。

そして、課長通知1・(1)は、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とし、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし（以下「自立更生免除」という。）、「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を挙げている。

また、課長通知 1・(2)は、遡及して受給した年金に係る自立更生活費の控除については、上記の取扱いと異なり、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して、厳格に対応することが求められるとしており、被保護者に対し、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」（課長通知 1・(2)・(ア)・③）等について説明しておくこととしている。

(6) 次官通知等の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。課長通知は、地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

2 本件各処分についての検討

(1) 本件処分 1 について

これを本件についてみると、処分庁は、請求人が令和 3 年 9 月から老齢基礎年金に代わり、障害基礎年金を受給していたことを把握したことから、障害基礎年金の受給により発生する資力（既に収入認定していた老齢基礎年金との差額）について、法 63 条の規定に基づき、支給済保護費 593,847 円の返還を求める本件処分 1 を行ったことが認められる。

年金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされ（1・(3)・ア）、また、資力があることを確認した際は、法 63 条に基づき費用返還を求め、原則、全額を返還対象とすること、遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して厳格に対応することが求められていること（同・(5)・イ）からすれば、障害基礎年金受給の把握が遅れたために当該受給により令和 3 年 9 月から発生した資力について、自立更生免除を認定せずに全額収入認定し、支給済保護費の返還を求めた本件処分 1 は、上記 1 の法令等の定めに則ってなされたものと認められる。

(2) 本件処分 2 について

処分庁は、令和 3 年 10 月から令和 4 年 1 月までの間の保護費の算定において、介護保険料が年金から特別徴収されていなかったにも関

わらず、誤って年金から介護保険料を控除して収入認定していたことを発見し、同期間の介護保険料控除額に相当する資力について、法 63 条の規定に基づき、支給済保護費 9, 600 円の返還を求める本件処分 2 を行ったことが認められる。

介護保険料の特別徴収の対象となる年金については、特別徴収された後の実際の受給額を認定することとされていること（1・(3)・イ）からすれば、年金から特別徴収されていなかった介護保険料を誤って控除して収入認定していたため、当該介護保険料控除額に相当する支給済保護費の返還を求めた本件処分 2 は、上記 1 の法令等の定めに従ってなされたものと認められる。

(3) 小括

以上によれば、本件各処分は、いずれも上記 1 の法令等の定めに従ってなされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第 3 のとおり主張するが、本件各処分に違法又は不当な点は認められないことは上記 2 で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分にいずれも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己

別紙 1 及び別紙 2 (略)